

教職大学院の現状

「教職大学院」の目的・機能

①学部からの進学者を対象とした教育機能

学部段階で教員として基礎的・基本的な資質能力を取得した者に対し、さらに、より実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。

②現職教員を対象とした教育機能

一定の教職経験を有する現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「スクールリーダー(中核的中堅教員)」の養成。

「教職大学院」制度の概要

①修業年限：標準2年

（1年以上2年未満の短期履修コース、2年以上の長期在学コースの設定も可能）

②修了要件：2年以上在学し、45単位以上修得

（うち10単位以上は実習を義務化（現職経験などをもって一部または全部の実習免除可能））

③教育課程・方法

≫各大学に共通するカリキュラムの枠組みを制度上明確化

共通領域・・・①教育課程の編成・実施に関する領域

②教科等の実践的な指導方法に関する領域

③生徒指導・教育相談に関する領域

④学級経営・学校経営に関する領域

⑤学校教育と教員の在り方に関する領域

5領域に関する授業
科目の開設を専門
職大学院設置基準
に明確化

≫事例研究、授業観察・分析、フィールドワーク等を積極的に導入した指導方法

④教員組織

≫ 専門分野に関し高度の指導能力のある専任教員を一定程度置く(最低11人以上)

≫ 高度な実務能力を備えた指導スタッフ(実務家教員)の義務づけ(必要専任教員の4割以上)

⑤連携協力校

実践的指導を力育成の教育のため、「連携協力校」の設置を義務づけ

⑥学位(専門職学位):「教職修士(専門職)」を授与

⑦教員免許状: 現行の 専修免許状 を授与

⑧認証評価: 5年ごとの認証評価を義務づけ

修士課程と専門職学位課程の比較

	修士課程	専門職学位課程		
		専門職大学院 (平成15年度～)	法科大学院 (平成16年度～)	教職大学院 (平成20年度～)
修業年限 ※	2年	2年	3年	2年
修了要件	30単位以上 <u>修士論文の作成</u> (<u>研究指導</u>)	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)
実務家教員	—	3割以上 実務家教員のほか、専攻ごとに配置しなければならない専任教員数は、修士課程より多く設定され、かつ、学部等の他の課程の専任教員の兼務も原則禁止し、 教員組織を充実	2割以上	4割以上
具体的な授業方法	—	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答	①同左 ②少人数教育を基本(法律基本科目は50人が標準)	①同左 ②学校実習及び共通科目を必修
学位	修士(〇〇)	〇〇修士(専門職)	法務博士(専門職)	教職修士(専門職)
認証評価	—	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、 教育の質保証を図る仕組みを担保		

※主に実務の経験を有する者を対象に、教育上の必要性がある場合は、1年以上2年未満とすることも制度上可能

教職大学院の設置状況

	区分	設置年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	位置
1	国立	20	北海道教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	45人	北海道
2	"	20	宮城教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	32	宮城県
3	"	21	山形大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	20	山形県
4	"	20	群馬大学大学院	教育学研究科 教職リーダー専攻	16	群馬県
5	"	20	東京学芸大学大学院	教育学研究科 教育実践創成専攻	30	東京都
6	"	20	上越教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	50	新潟県
7	"	20	福井大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	30	福井県
8	"	20	岐阜大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	20	岐阜県
9	"	21	静岡大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	20	静岡県
10	"	20	愛知教育大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	50	愛知県
11	"	20	京都教育大学大学院	連合教職実践研究科 教職実践専攻	60	京都府
12	"	20	兵庫教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	100	兵庫県
13	"	20	奈良教育大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	20	奈良県
14	"	20	岡山大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	岡山県
15	"	20	鳴門教育大学大学院	学校教育研究科 高度学校教育実践専攻	50	徳島県
16	"	21	福岡教育大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	福岡県
17	"	20	長崎大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	長崎県
18	"	20	宮崎大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	28	宮崎県
19	私立	21	聖徳大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	千葉県
20	"	20	創価大学大学院	教職研究科 教職専攻	25	東京都
21	"	20	玉川大学大学院	教育学研究科 教職専攻	20	東京都
22	"	21	帝京大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	東京都
23	"	20	早稲田大学大学院	教職研究科 高度教職実践専攻	70	東京都
24	"	20	常葉学園大学大学院	初等教育高度実践研究科 初等教育高度実践専攻	20	静岡県
	合計		24大学		826人	

平成20年度設置計画履行状況等調査

20年度設置計画履行状況等調査において、19大学中17大学において留意事項が指摘されている。主な内容は(1)～(3)のとおり。

(1) 入学者の確保について

教職大学院の設置の趣旨が生かされるよう、入学者の質に留意しつつ、入学者の適切な確保に努めること。特に、現職教員の受入れについては、教育委員会の人材養成ニーズと大学が求める学生の人材像について教育委員会と十分な共通認識を図ること。

(2) 教育委員会との連携について

教育委員会に対し、教職大学院の設置趣旨について一層の理解を深め、積極的に連携協力してもらうための共通認識の確立に努めるとともに、デマンドサイドのニーズを踏まえた教職大学院になるよう、カリキュラムや教育方法等教職大学院の運営全般について教育委員会等の要望・意見を反映する仕組みを構築し、機能させること。

(3) 実習免除と実習体制について

実習を通じて身に付ける資質・能力を明確にした上で、実習の到達目標に相関性のある免除基準を確立し、教職経験等との相関性や免除の妥当性を検討した上で実習免除を実施すること。

教職大学院における実習の趣旨や意義を実習校に周知した上で、実習の成果が十分に上がるよう実習校との協力体制について十分配慮すること。

◇平成21年度設置計画履行状況等調査においても、20年度同様、全ての教職大学院において「**実地調査**」を行う予定。(調査時期:10月～11月)

平成21年度 教職大学院入学者選抜状況

平成21年度入学者選抜状況 **24大学中 定員未充足大学 11大学**

(昨年度19大学中8大学)

※なお、11大学中6大学は、2年連続定員割れの状況。

定員未充足の要因と改善方策

要因1)学部および学校現場における「教職大学院」についての認知不足。

・学部学生および現職教員の中で、教職大学院の目的・機能および既存修士課程との相違点(教育内容、指導体制、実習の実施等)が明確に理解されていない。

改善方策

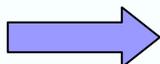


- 学部段階での教職大学院との交流授業等の実施
- 修了者や在学者との情報交換会の開催
- 免許更新講習を活用した現職教員へのPR
- 日本教職大学院協会等を通じた教職大学院全体として取組むPR活動 等

要因2)修了者のメリットが不明確。

・教職大学院を修了した際の、現職教員・学部新卒学生への処遇等への反映が不明確。
教育委員会においては、実際の修了者の実績を踏まえて今後、検討していくところ。

改善方策



- (学部新卒学生)
 - 入学前及び在学中に教員採用試験に合格した場合の名簿搭載期間の延長措置。
 - 初任者等研修の一部免除
- (現職教員学生)
 - 現職教員の給与・処遇への反映(キャリアパスにおける教職大学院修了実績の明確化)

要因3)教育委員会からの派遣者数の伸び悩み。

・厳しい財政状況にある教育委員会において、教職大学院へ現職教員への派遣を増やすことは非常に困難な状況。

改善方策

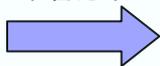


- 教育委員会等デマンドサイドのニーズを踏まえた教職大学院の改善・充実
- 教職大学院に現職教員を派遣することによるメリットのPR
(学校現場における大学教員の活用、学校現場の課題解決型実習の実施等により学校現場と大学の距離を縮めることができる。)

要因4)学生の経済的負担が大きい。

・現職教員学生にとって、入学金・授業料の経済的負担が大きく、学修意欲はあるものの教職大学院進学において障害となっている。

改善方策



- 大学における奨学金制度の活用
- 授業料の減免措置

要因5) 学校現場の理解が不十分。

・教育委員会からの派遣者数の増加が難しい状況の中で、教職大学院へ自主的に入学する者の確保は重要である。しかし、大学院修学休業制度や14条特例を活用して、教職大学院に自主的に入学を希望する者に対して、学校現場の理解が十分とはいえない状況にある。

改善方策



- 各学校現場に対する教職大学院のPR活動(校長会等)
- 修了者の体験談等をととした教職大学院のPR
- 修了後の実績をととした教職大学院の教育内容の質の証明

要因6) 大都市部における教員採用人数の増加。

・大都市部において、近年、教員採用数が増加しており、大学院等へは進学せず、教員への採用を希望する学部新卒学生が多い。

改善方策



- 教員採用試験における一部科目免除、大学推薦制度等
- 入学前に教員採用試験に合格した場合の名簿搭載期間の延長措置
- 初任者研修等の一部免除。
- 教職大学院における教育内容(実践的指導力の向上)のPR

〔参考〕 上越教育大学の改善方策

◇20年度入学者選抜状況◇

コース	標準学生数	現職教員	学部新卒学生等	計	現職教員内訳
教育実践リーダーコース	30	10	16	26	新潟8、群馬1、静岡1
学校運営リーダーコース	20	6	0	6	新潟5、群馬1
計	50	16	16	32	新潟13、群馬2、愛知1

<20年度からの改善ポイント>

- 定員充足率64%→102%
- 現職教員は13名増
- 学部新卒学生等は6名増

◇21年度入学者選抜状況◇

コース	標準学生数	現職教員	学部新卒学生等	計	現職教員内訳
教育実践リーダーコース	30	22	22	44	新潟17、群馬3、静岡1、愛知1
学校運営リーダーコース	20	7	0	7	新潟6、群馬1
計	50	29	22	51	新潟23、群馬4、静岡1、愛知1

◆21年度入学者確保のために実施した主な取り組み◆

- 大学院進学希望者(現職教員)に対する個別面談を県庁及び市教委で実施 →現職教員の確保
 - 卒論指導を担当している専任教員が、学部学生に教職大学院について個別説明 →学部新卒学生の確保
 - 21年度より、大学院修学休業制度を利用する現職教員に対し、入学金・授業料の免除実施。 →現職教員の確保
 - 20年度学部入学生より、学部から教職大学院につながる「教職デザインコース」を開設。 →学部新卒学生の確保
- ※「教職デザインコース」…コース標準学生数14名。学部2学年次にコース分け。
教職大学院を含む6年一貫教育を踏まえ独自のカリキュラムを開設。

◆今後の課題◆

- 学校運営リーダーコースの定員充足
- 入学前、在学時に学部新卒学生が教員採用試験合格した場合の名簿搭載期間の延長措置

修了のメリットに関する取組状況

給与や処遇面への反映

24大学中5大学で措置(東京学芸、創価、玉川、帝京、早稲田)

○東京都教育委員会において、東京都の管理職選考に合格した者が教職大学院へ入学し、修了した場合、指導主事として任用している。

名簿搭載期間の延長

24大学中16大学で措置(2年延長:12大学、1年延長:4大学)

(北海道教育、群馬、東京学芸、岐阜、静岡、愛知教育、京都教育、兵庫教育、奈良教育、岡山、長崎、創価、玉川、帝京、早稲田、常葉学園)

採用試験免除

24大学中9大学で措置(東京学芸、福井、岐阜、京都教育、福岡教育、創価、玉川、帝京、早稲田)

○学長の推薦のあった者に対し、一次試験免除

→東京都教委、神奈川県教委、横浜市教委、埼玉県教委、京都府教委、京都市教委、岐阜県教委

○学部4年次に採用内定した者で大学院進学を条件に採用内定を辞退した場合、あるいは大学院1年次において大学院修了後の特別選考受験を認められた場合、修了後の採用試験において一次選考、二次選考を免除し、大学院における履修状況の確認や面接を中心に採用試験を実施。

→福井県教委

○一次試験における科目免除(教職教養・専門教科)

→福岡市教委

初任者研修免除

24大学中1大学で措置(岡山)

○教職大学院修了者の希望により、宿泊研修免除。

学部との連続コースに関する取組状況

東京学芸大学

「新教員養成コース」(18年度から試行、20年度設置)

○学部と大学院において連続的な教員養成をおこなうための本コースのための教育課程を整備し、教育学研究科進学においては特別選抜枠を設定。(教職大学院の授業聴講や特別ゼミナールを実施)

○募集人数は、大学院教育学研究科全体で20名、各専攻1～2名程度。

○学部2年生:面接等の審査を実施し、コース分け →学部3年生:大学院進学のための内部選考

→学部4年生:大学院進学のための特別選考

上越教育大学

「教職デザインコース」(20年度設置)

○教職大学院を含む6年一貫教育を踏まえ、教職大学院と連携し、教職で求められる多面的で総合的な力を身に付けるため独自のカリキュラム(教職デザイン概論、専門セミナー、実践セミナー)を開設。コースの授業は教職大学院の教員が担当。

コース標準学生数14名。学部2学次にコース分け。大学院進学のための特別選考はなし。

愛知教育大学

「学部と大学院との連携による6年一貫教員養成コース」(17年度設置 22年度から教職大学院にも拡充)

○学部で培う教員としての資質に加えて、実践力・企画力・コミュニケーション能力・研究能力・組織力等の高度な専門能力を養成。コース独自の運営体制、カリキュラム等(学校現場活動、企業NPO教材開発実習、海外研修等)の見直しを実施。

○学部3年次でコース分け。(コース定員 30人程度))

○学部4年次には大学院の授業受講可(単位認定は大学院進学後)

○大学院進学は、一般試験と異なる内容の試験を実施。(一部免除および設問形式の代わりに論文試験を実施)

奨学金や授業料減免に関する取組状況

北海道教育大学

「北海道教育大学支援基金」

○企業等から提供された寄付金をもって原資とする基金より、現職教員学生全員（附属学校教員を除く）に1年10万円を支給。→実績:20年度:24名、21年度:手続き中

（附属学校教員は大学研修制度の一貫として入学しており、授業料は本人負担ではない。）

福井大学

○20年度より、スクールリーダー養成コースについては、定員15名の枠で、授業料半減免除の特別措置を講じている。→実績:20年度:15名、21年度:15名

兵庫教育大学

「ベネッセ教員育成研究奨学生制度」

○20年度から、(株)ベネッセ・コーポレーションからの寄付金を活用し、修士課程と教職大学院に在籍する現職教員学生を対象に、研究奨学金を支給。(制度は4年間)

→実績:20年度:全体18名(うち教職大学院 0名)、21年度:手続き中

「社会人教育育成プログラム」

○21年度から、大学院修学休業制度を利用して入学している現職教員学生に対する授業料の全額免除と現職教員全体を対象とした研究経費の助成を実施。→実績:21年度:全体44名(うち教職大学院16名)

鳴門教育大学

「鳴門教育大学教職大学院生(現職教員)支援基金」制度(21年度～)

○現職教員のため、修学資金の無利子貸与(20万円)を実施。

○大学院修学休業制度を利用して現職教員学生のため授業料免除規程を改正し、新たに「特別免除制度」(授業料全額および半額免除)を整備。→実績:21年度:全体5名(うち教職大学院0名)

「規制改革推進のための3か年計画」(閣議決定)への対応

「規制改革推進のための第3次答申 ー規制の集中改革プログラムー」(抄) (平成20年12月22日 規制改革会議)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

6 教育・資格改革

(1) 教育・研究分野

⑩ 教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保

【具体的施策】

各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを、引き続き周知すべきである。【平成20年度中に措置】

【文部科学省の見解】

「修了者の実績等を踏まえ」選考するものであるならば、「教職大学院修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じること」には当たらない。

→ 東京都における「大学推薦制度」は、教職大学院修了者であることのみをもって採用するものではなく、修了者の実績等を踏まえて選考するものであり、閣議決定違反に当たらない。

※東京都教委における「大学推薦制度」

東京都と連携する教職大学院修了予定者については、大学の推薦書及び小論文の審査により一次試験免除。二次試験(面接・実技試験)のみ。

認証評価制度

1) 認証評価制度とは

国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校は、定期的（大学は7年以内、専門職大学院は5年以内）に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることとする制度。（学校基本法に規定、平成16年4月施行）

2) 認証評価の必要性

大学の公的な質保証のためには、①最低基準を定める「設置基準」 ②最低基準の担保のための「設置認可審査」 ③設置後の確認のための「認証評価」の3つの要素と大学の活動を支える公財政支援を一体的に運用する仕組みの構築が必要。

3) 認証評価制度の目的

- 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る。
- 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける。

4) 認証評価機関が行う評価

- 認証評価機関が認証評価を行う際は、認証評価機関が定める評価基準に基づいて実施している。
- 評価は、まず当該大学が自ら評価を行い、認証評価機関は、その自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施している。
- 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択する。
（複数の認証評価機関から評価を受けることも可能）

5) 文部科学大臣から認証された評価機関

認証評価機関名	評価対象とする分野
①大学基準協会	大学、短期大学、専門職大学院(法科大学院、経営分野)
②大学評価・学位授与機構	大学、短期大学、高等専門学校、専門職大学院(法科大学院)
③日本高等教育評価機構	大学
④短期大学基準協会	短期大学
⑤日弁連法務研究財団	専門職大学院(法科大学院)
⑥ABEST21	専門職大学院(経営分野)
⑦国際会計教育協会	専門職大学院(会計分野)
⑧日本助産評価機構	専門職大学院(助産分野)

◆認証評価団体が設立されていない分野

教職大学院24専攻、公共政策8専攻、臨床心理5専攻、情報技術4専攻、
公衆衛生3専攻、知的財産2専攻、その他12専攻

計58専攻

専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム

大学名	事業名	取組概要
東京学芸大学	実践的指導力育成を保證する評価指標の開発	教職大学院における高度専門職業人の養成では、スクールリーダーとしての実践的指導力の育成が強く求められる。しかも、現職教員を対象とした1年履修プログラムでは、その質の保証が喫緊の課題である。そこで本取組では、本学教職大学院のカリキュラムの柱であり、 学校現場での課題の解決をねらいとする科目「課題研究」を取り上げ、1年履修プログラムを中心に、ルーブリック評価、リーダーシップ尺度等の評価指標の開発と、具体的にその質を保證する仕組みを構築することを通して、課題研究指導プログラム の開発を目的とする。
福井大学 群馬大学 富山大学 金沢大学	実践力・改革力を培う長期協働実習の組織化	知識基盤社会に生きる力を培う学校の実現は、教師の実践力形成に懸かっている。そしてその鍵は、改革のための研究と学校での継続的な実践を結びつける新しい「実習」の具体化にある。しかし、従来の教育実習は短期間に止まり、学級づくりや生徒指導等、教師の実践的な力の本質に関わる取組については学ぶことが不可能だった。本取組では一年間にわたり授業づくりと学級づくり、さらに、生徒指導・特別活動・学校運営まで含む教師の仕事の総体に関わって学んでいく学部卒院生のための実習と、現職院生が自校で教師の協働研究を支え、また若い世代の教師の成長を支えるスクールリーダー実習を連動して進める。これによって、 拠点学校で世代間の協働によって実践力を培う長期実習の先進モデルを実現する。
愛知教育大学 名古屋大学 名城大学 愛知淑徳大学	高い実践力を育てる教員養成プログラム開発	愛知教育大学教育実践研究科(教職大学院)において実施している教職実践力向上のためのプログラムを基に、学部レベルにおいて必要な取組を検証するとともに、教職大学院における教員養成プログラムと各大学・学部における教員養成との連続性、補完性、系統的発展性を検証する。 また、本取組を通して、国立、私立、学部の枠組みを越えた連携を図り、学部レベルから大学院レベルに至る教員養成を実践し、開発する。本取組の成果をもとに、近隣大学の学部学生の本学教職大学院への進学・学修支援として、4年次後期に動画配信システムを利用して「プレ教職大学院」コースの設置をめざす。
奈良教育大学 宮崎大学	実習到達度を明確にした実践的指導と評価法	本取組は、 学部卒業生、社会人、現職教員と多様な力量と背景を持った教職大学院生の教育実習について、有効な指導法とそこでの学びを評価するためのルーブリックを開発するものである。 そのルーブリックは、最終目標に「優秀な教員」の資質・能力を据え、「一般的な教員」「初任研修了時の教員」「大学院入学時の院生」と併せて4つのレベルに分けて構成することとする。また、学校現場での喫緊の課題である学業不振、問題行動などの子どもに対する評価法と対処法についても、学校全体で取り組むための方策を盛り込むこととする。これによって、教職大学院在学中だけでなく、修了後においても継続的に学びを進めることができる。このような指導法と評価法は、他の教職大学院の教育実習において利用できるだけでなく、現実の学校現場で求められている前述の問題に対処するための教員の資質向上にも役立つものである。
兵庫教育大学 上越教育大学 鳴門教育大学	教職大学院の実習等のFDシステム共同開発	本取組では、これまでの3大学の学校教育における実践研究の成果や連合大学院の連携を活かし、 教職大学院のカリキュラムの中核を担う「実習」、「課題研究」に焦点化したFDシステムを共同開発する。 その具体的内容としては、「実習」、「課題研究」を実施する中での課題・問題点の抽出による改善、ティーム・ティーチング(TT)による指導方法の改善、実務家教員研修プログラムの開発、を行うことで、3大学の教職大学院及び全国の教職大学院における高度専門職業人養成等の一層の強化を図るものである。

教職大学院の今後の展開

1. 教職大学院が教員養成に与える影響

①学部教育に与える影響

高度な実践力・応用力育成のための指導体制などのモデルを教職大学院において制度的に示し、また、教職大学院の前提となる学部修了段階で求められる到達目標を明確化することによって、学部段階の教員養成の再検証・改善を図る。

②大学院(修士課程)に与える影響

学術分野における知見を教育実践の場にフィードバックできる実践的指導力を身に付けさせることができるよう、大学院段階におけるカリキュラムや指導体制の改善に取り組む。

【取組例】

◎教科教育担当教員と教科専門担当教員との共同による学術的成果を教育実践・教材開発等に還元する実践的指導力の育成を目指す科目の開設。

◎修士課程で修めた学術的成果を教育現場で活かす上での実践的考察といった観点からの修士論文の審査を行う。

2. 教職大学院が学校教育に与える影響

連携協力校における実習やフィールドワーク等を通して、学校教育活動と連動することにより、当該学校の教育研究活動の活性化を図ることができる。